

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

倉吉市農業委員会会長 様

当事者

<譲渡人>

住所 倉吉市東町00番地

氏名 倉吉 太郎

<譲受人>

主たる事務所の所在地 倉吉市西町00番地

名称 株式会社せきがね

代表者の氏名 代表取締役 関金 一郎

下記農地（採草放牧地）について、所有権
賃貸借権
使用貸借権 を 移転
設定 したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 当事者の名称等

当事者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国
譲渡人	倉吉 太郎	倉吉市東町00番地	
譲受人	株式会社せきがね 代表取締役 関金 一郎	倉吉市西町00番地	日本

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価の額 (円)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況			権利の種類 内容	権利者の氏名又は名称
倉吉市西町0番3	畑	畑	3,000	15,000		
倉吉市西町0番4	畑	畑	2,500	12,500		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

令和 年 月 日より、5年間の賃貸借契約を締結する。
なお、土地の引渡しも令和 年 月 日に行う。
※どのような契約を結び、農地をいつから使うかなどについて記入します。

(記載要領)

- 1 定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 2 記の3は、所有権を移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期を記載してください。

(添付書類)

- 1 土地の登記事項証明書（法務局）
- 2 位置図
- 3 公図（市役所税務課または法務局）

農地所有適格法人以外の法人が申請する場合、

- ・許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・定款又は寄附行為の写し
- ・契約に解除条件をつけて賃貸借、使用貸借をしようとする場合、農地の所有者と農地を借りる法人との間の貸借契約書の写し
- ・連署しないで許可申請を行う場合、裁判所で交付される判決書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

(参考) その他の添付書類の例

営農計画書
損益計算書の写し
総会議事録の写し
申請者が権利を有する農地の位置図
通作経路図
農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書
地域との役割分担についての確約書
法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面
など

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 所有権を取得しようとする法人が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地	自作地	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番			面積 (㎡)	状況・理由
			地目			
			登記簿	現況		
	非耕作地	—	—	—	—	—

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
所有地以外の土地	借入地	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番			面積 (㎡)	状況・理由
			地目			
			登記簿	現況		
	非耕作地	—	—	—	—	—

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 所有権を取得しようとする法人の機械の所有の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	—	ジャガイモ	—	—	—	—	—	
所有権取得後の面積(m ²)	—	5,500	—	—	—	—	—	

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター			
	確保しているもの	所有 リース			
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有 リース	30ps1台 (自己資金)			

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

<農地法第3条第2項第6号関係>

2 周辺地域との関係

所有権を取得しようとする法人の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、所有権を移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請地の周辺に農地はないため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用法については、地域の防除基準に従います。

<農地法施行規則第11条第1項第6号及び第7号関係>

3 全ての役員の状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	耕作又は養畜の事業への年間従事日数	
					直近実績	見込み
関金 花子 久米 次郎	倉吉市西町00番地 倉吉市横田00番地	日本 日本		理事 理事	210日 150日	210日 150日

4 主要株主等の状況

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権又は出資額 の割合（％）
関金 一郎	倉吉市西町00番地	日本		40
関金 花子	倉吉市西町00番地	日本		20
久米 次郎	倉吉市横田00番地	日本		10
河北 三郎	倉吉市上井00番地	日本		10

<構造改革特別区域法第24条第1項関係>

5 所有権を取得しようとする法人と地方公共団体との契約（構造改革特別区域法第24条第1項第1号関係）

構造改革特別区域法第24条第1項第1号の契約の契約書の写しを添付してください。

6 地域との役割分担の状況（構造改革特別区域法第24条第1項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

7 重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況（構造改革特別区域法第24条第1項第3号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 　　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 　　か月（直近の実績）

年 　　か月（見込み）

8 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に規定する契約に係る農地等の所有権の移転請求権を保全するための仮登記について、所有権を取得しようとする法人の承諾

別紙に記載し、添付してください。

(記載要領)

- 1 3、4及び5の国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 2 3の耕作又は養畜の事業への年間従事日数は、業務執行役員のうち、法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者のみ記載してください。
- 3 4は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限り、記載してください。
- 4 4の議決権又は出資額の割合（％）は、株主にあつては、法人の総株主の議決権に対する当該株主の議決権の割合を、出資している者にあつては、法人の出資の総額に対する当該出資をしている者の出資額の割合を記載してください。
- 5 7は、役員のうち、法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者がいない場合のみ記載してください。